

特定非営利活動法人旧益田家物見矢倉を守る会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人旧益田家物見矢倉を守る会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県萩市大字堀内391番地1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、文化財保護法に規定する伝統的建造物群保存地区である堀内地区および世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」構成資産「萩城下町」を代表する旧益田家物見矢倉を再生し、この取り組みを通して地域住民が誇りと愛着を持って、伝建地区としての町づくりと観光振興および町なみ保全を図ることで、当地を訪れる観光者に感動とおもてなしを提供することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 旧益田家物見矢倉の建物ほか周辺環境の整備に関する事業
 - ② 萩市の観光振興に関する事業
 - ③ 講習会・セミナー開催に関する事業
 - ④ その他、目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① 建物の運営に関する事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、文書で代表理事に申し込むものとする。代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会の申し出があったとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である法人が消滅したとき。
- (3)正当な事由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決によりその会員を除名することができる。
この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)法令、定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費およびその他の供出金品は、これを返還しない。

第4章 役員および職員

(役員の種類、定数および選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上7人以下
- (2)監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
- 3 理事および監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決によりその役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第5章 事務局

(事務局及び職員)

第19条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第6章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から4週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議決は、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について、特別な利害関係を有する正会員は、その事項について議事の議決に加わることができない。

(総会における書面表決等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要および議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が署名および押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は全理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して召集の請求があつたとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について、特別な利害関係の有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条および次条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項の記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数および氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要および議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名および押印しなければならない。

第8章 資産および会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金および会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 財産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理しその方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、次の通りとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の規定による収益および費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに存する残余財産の帰属については、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる以下の者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 公益社団法人又は公益財団法人

(3) 私立学校(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人

(4) 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人

(5) 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 雑則

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公示については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

代表理事 北野 正一

副代表理事 柳林 浩一

理事 藤田 譲二

監事 内田 宏

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず成立の日から令和8年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第45条の規定に関わらず設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定に関わらず成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員

① 入会金 1000円

② 年会費 2000円

(2) 賛助会員

② 年会費 1口 5000円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人旧益田家物見矢倉を守る会

役 職 名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	きたの しょういち 北 野 正 一		無
副代表理事	やなぎばやし こういち 柳 林 浩 一		無
理 事	ふじた じょうじ 藤 田 譲 二		無
監 事	うちだ ひろし 内 田 宏		無

設 立 趣 旨 書

1. 趣旨

旧益田家物見矢倉は文化財保護法の規定にある伝統的建造物群保存地区(通称「伝建地区」)である堀内地区および世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の構成資産「萩城下町」を代表する歴史的に価値ある建造物である。文化財指定を受けていないが、旧萩藩(毛利藩)の永代家老をつとめた上級武家の物見矢倉として、萩城下町をPRする紙面には常に掲載されている代表的な建物である。

この建物を含む広大な敷地は個人が所有しているが、所有者が高齢化し管理不能な状態にありさらに相続人が相続を希望しないことから、このままでは老朽化が避けられない。

この建物及び建物を取り囲む生け垣は伝建地区の保存登録物件であり、堀内町内会有志から成る「堀内緑の町なみ保全会」で定期的に刈込作業を実施し景観保持に努めてきたところである。

我々はこの全国にも誇るべき美しい堀内の町なみとともにある旧益田家物見矢倉を賛同する仲間とともに守り、未来の世代に萩の大切な財産として受け渡すため、土地と建物の所有権を譲り受け、この趣旨に賛同する事業者とパートナーシップを組みつつ必要な改修を行い、広く一般の訪問者の見学施設や研修施設、さらには宿泊施設等としての利活用を図ることを目的に旧益田家物見矢倉を守る会を設立する。

この再生を通して、多くの利用者及び観光者に旧益田家物見矢倉の価値を体感してもらうこと、さらに地域住民が誇りと愛着を持ってこの取り組みに関わっていくことで、城下町の佇まいに溶け込む建物と生け垣の保全を図ることとする。

2. 申請に至るまでの経過

当該建物を取り囲む生け垣の刈込作業を3年前から堀内町内会の「緑の町なみ保全会」が受託、この作業を通じ所有者から高齢化に伴い今後の建物の管理の相談を受けた。

所有者が文化財指定ではないが歴史的に価値ある建物を萩市に寄贈する話を進めたが、萩市からは財政的負担から応じられないとの回答があり堀内町内会有志で検討熟慮した結果、権利及び義務を法的に有する特定非営利活動法人の設立に至ったものである。

令和7年10月11日

特定非営利活動法人旧益田家物見矢倉を守る会

設立発起人代表 北野 正一

設立当初の事業年度の事業計画書

法人設立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 旧益田家物見矢倉を守る会

1. 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの町内住民及び市民に知っていただくため、堀内町内会のホームページにPRを行う。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定 人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①講習会・セミナー 開催に関する事業	・当特定非営利活動法人を広く町民 及び市民に知ってもらうために町内会 ホームページに掲載する。	(A)2月 (B)堀内公会堂 (C)2名	(D)町内住民 及び市民 (E)不特定多数	21

(2) その他の事業

①建物の運営に関 する事業	・建物の利活用方法の調査 ・建物の利活用を希望する事業者の 調査	(A)2月 (B)旧益田家 物見矢倉 (C)5名	(D)セミナー 及び宿泊事業 者(法人) (E)数名	0
------------------	--	-----------------------------------	-------------------------------------	---

(注) 周辺整備を行う事業(生け垣刈込み作業や建物周辺の草刈り等)は、従来通り堀内緑の町なみ保全会が品川家から受託するので対象外とする。

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 旧益田家物見矢倉を守る会

1. 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの町内住民及び市民に知っていただくため、堀内町内会のホームページにPRを行う。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定 人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①講習会・セミナー 開催に関する事業	・当特定非営利活動法人を広く町民 及び市民に知ってもらうために町内会 ホームページに掲載する。	(A)4月 (B)堀内公会堂 (C)2名	(D)町内住民 及び市民 (E)不特定多数	0
同上	・旧益田家物見矢倉の歴史・文化解説 講演会開催 (外部講師招聘)	(A)5月 (B)旧益田家物見 矢倉又は萩博 物館もしくは 堀内公会堂 (C)5名	(D)町内住民 及び市民 (E)30～50名	30

(2) その他の事業

①建物の運営に関 する事業	・建物の利活用方法の調査 ・建物の利活用方法を希望する事業者 の調査	(A)5月 (B)旧益田家 物見矢倉 (C)5名	(D)セミナー 及び宿泊事業 者(法人) (E)数名	0
------------------	--	-----------------------------------	-------------------------------------	---

(注) 周辺整備を行う事業(生け垣刈込み作業や建物周辺の草刈り等)は、従来通り堀内緑の町なみ保全会が品川家から受託するので対象外とする。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人旧益田家物見矢倉を守る会

科 目	金 額 (単位:円)	
I 経常収益		
1 受取り会費		
正会員入会金	0	現金
正会員年会費	0	振込
賛助会員年会費	0	現金
	0	振込
2 受取り寄付金		
受取り寄付金	0	
3 事業収益	0	
4 その他収益	0	
経常収益合計(A)	0	
II 経常費用		
1 事業費		
法人実印製作費	20,900	
2 管理費	0	
経常費用合計(B)	20,900	
当期正味財産増減額(A)－(B)	▲ 20,900	
設立時正味財産額◎	0	
次期繰越正味財産額(A)－(B) +◎	▲ 20,900	

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人旧益田家物見矢倉を守る会

科 目	金 額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取り会費			*会員数15名を想定
正会員入会金	15,000		現金
正会員年会費	30,000		現金
賛助会員年会費	10,000		*会員数2名を想定 振込
2 受取り寄付金		0	
受取り寄付金		0	
3 事業収益		0	
4 その他収益		0	
経常収益合計(A)		55,000	
II 経常費用			
1 事業費			
講習会講師謝礼ほか	30,000		
2 管理費	0		
経常費用合計(B)		30,000	
当期正味財産増減額(A)－(B)		25,000	
前期繰越正味財産額 ◎		▲ 20,900	
次期繰越正味財産額(A)－(B) +◎		4,100	